

# 平成30年度第1回鎌ケ谷市国民健康保険事業の運営に関する

## 協議会 会議録

開催日時 平成31年1月31日(木)14時30分から15時50分まで  
開催場所 鎌ケ谷市役所 6階 第4委員会室  
委員出席者 徳田委員、山本委員、村田委員、野村委員、宇野委員、  
川村委員、原委員、山田委員、奥山委員、木田委員  
委員欠席者 赤岩委員、磯野委員、齋藤委員  
事務局出席者 高岡市民生活部長  
保険年金課 井上保険年金課長、  
木下課長補佐兼後期高齢者医療係長、  
大橋国保給付係長、吉川保険料係長、  
高瀬保健事業係長

### 1 開 会 井上保険年金課長

委員定数2分の1以上の出席であり、会議が成立していることを報告した。併せて会議について、協議事項がこれから市議会で審議する内容であるため、会議録は議会閉会後に委員名を伏せて公開とすることに対して異議が無い旨を確認した。

### 2 議 事

#### (1) 鎌ケ谷市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

◎保険年金課長より、会長へ「諮問書」を手渡した。

議 長：鎌ケ谷市国民健康保険条例の一部改正について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、市長から諮問のありました鎌ケ谷市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1の「保険料の賦課限度額の引き上げ」と2の「保険料の5割・2割軽減判定所得等の改正」については、ほぼ毎年行われているものとなり、被用者保険との保険料負担の公平性を確保することや、景気動向をふまえ、「平成31年度税制改正大綱」を受け、平成31年1月25日付で「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことによるものです。

それではお手元の資料に沿って ご説明いたします。

1「保険料の賦課限度額の引き上げ」についてご説明いたします。

保険料の賦課限度額につきましては、加入者に負担していただく保険料は、所得等に基づき賦課されておりますが、医療機関等の受診での給付につきましては、所得にかかわらず一定であることから、所得が多い加入者でも、賦課額が過度に

高くならないよう、国保法施行令に基づき、条例により賦課限度額が設定されています。

現在国では、被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合を0.5パーセントから1.5パーセントの間とするように法定されているルールのうち「1.5パーセント」の水準を、国民健康保険についても平成27年度以降は限度額の超過世帯割合を1.5パーセントに近づけるよう、段階的に引き上げる運用上のルールが設けられています。そのため、国民健康保険料に含まれる、医療分となる基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、基礎賦課分を改正し、賦課限度額を58万円から3万円引き上げ、61万円とするものです。これに、据え置きとなる後期支援金分19万円と介護納付金分16万円を合計した総額は96万円となります。

なお、介護納付金分については、40歳から64歳の方のみ賦課される保険料となります。

なお、この引上げによる保険料への影響ですが、平成31年度当初加入世帯見込で、265世帯が賦課限度額を超える世帯となり、世帯数では27世帯減少しますが、3万円の増額などに伴い約840万円の収入増が見込まれます。なお、この引き上げにより、全国の国保世帯では1.99パーセントまで対象世帯が縮小しますが、鎌ヶ谷市においては1.7パーセントまで縮小することとなります。

続いて、2「保険料の5割・2割軽減判定所得等の改正」についてご説明いたします。

保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の総所得に応じ7割軽減・5割軽減・2割軽減の3段階があります。

今回の改正は、5割軽減の対象となる世帯と、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額を、5割軽減については、27万円5千円から28万円に、2割軽減については、50万円から51万円に、引き上げる改正となります。

これは、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めております。

具体的な例を当てはめてみますと、世帯の人数などにより金額は変わりますが、例えば3人世帯で考えますと、5割軽減対象世帯は、現行の場合、給与収入で約191万円まで対象となりますが、改正後は約193万円までとなり、約2万円軽減幅が拡大します。

2割軽減対象世帯は、現行の場合、約287万円までが対象となりますが、改正後は約291万円までとなり、約4万円軽減幅が拡大されることとなります。

なお、この改正による保険料への影響額ですが、平成31年度当初加入世帯見込で約90世帯が増加することとなり、金額で約200万円程度の減額となります。

この軽減分につきましては、県から4分の3が保険基盤安定負担金として交付され、市は残りの4分の1、約50万円の負担をすることとなりますが、普通交付税措置されることとなります。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

3「旧被扶養者に係る改正」についてご説明いたします。

まず、旧被扶養者について説明しますと、平成20年当時、後期高齢者医療制

度の発足により、例えば夫婦で被用者保険、社会保険に加入していた人達のうち、被保険者が75歳になった場合、被保険者は後期高齢者医療保険に加入しますが、当該被扶養者は、たいていの場合、国民健康保険に加入しなければならなくなり、新たに保険料を支払う必要が生じました。そのため、制度の定着を目的に、後期高齢者医療制度及び国民健康保険において、国の補助を財源に、特例として手厚い保険料減免措置がとられました。

その後、平成27年1月に社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」により、世代間の負担の公平化を図るため、後期高齢者の保険料軽減特例については、平成29年から平成31年4月にかけて、段階的に縮小することが決まりました。

これに合わせ、国民健康保険についても平成31年4月より、旧被扶養者に対して実施しております特例の減免措置の一部を2年間の限定にするものです。

具体的には、現在、所得割の全額・均等割の半額・旧被扶養者だけの世帯の場合、平等割の半額を減免しておりますが、所得割以外の均等割と平等割の減免については2年間に限るとするものです。

以上3点となり、今回の条例改正の施行年月日は平成31年4月1日を予定しております。

以上で、諮問事項の内容についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 《質疑》

委員：軽減措置の影響額約840万円は、全体から見るとどのくらいの割合なのですか。

事務局：資料の11ページにあります国民健康保険料約20億円の一部になります。

議長：被扶養者の均等割軽減は、平成31年度までの2年間で、以降は無くなるということですか。

事務局：資格取得後2年間となります。

議長：質問がなければ、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり承認してよろしいか。

#### 異議なしの声

#### (決定事項)

鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正については、諮問案のとおり答申する。  
答申書については、後日会長名で市長へ提出する。

(2) 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について

議長：平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、事務局よりご説明いたします。

3ページ、議題(2)平成31年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案をご覧ください。

総額は105億2,300万円で前年度より2億7,100万円の減額で、対前年比2.5パーセントの減となっています。減額となりましたのは、被保険者の減少が主な要因となっております。

まず、平成31年度の歳入について、説明させていただきます。

上の表をご覧ください。

まず、保険料の予算として、約21億円を予定しており昨年度と比較すると、約1億3千万円の減額となっております。

この減額につきましては、平成30年9月末の被保険者数25,809人に対して、直近の減少率などから平成31年9月末の被保険者数を24,216人と、約1,600人減少すると見込んだことによるものです。

次に、国・県交付金についてですが、約75億円を予定しており、昨年度に比べ約1億8千万円の減額となっております。主なものとしましては県の普通調整交付金で、これは市が払います保険給付費相当額が交付されるものです。

そのため、被保険者の減少により保険給付費が減額となるため、交付金も減少するものです。

3の繰入金につきましては、保険料の減少による歳入の不足分を基金からの繰入金で対応するとしたため、増額となったものです。

次に、歳出についてですが、3ページ、真ん中の表をご覧ください。

まず、1の保険給付費については、約1億8千万円の減額となっております。これにつきましては、1人当たりの医療費は引き続き増加していくことが見込まれますが、それ以上に被保険者の減少の影響が大きいと見込んだためです。

次に、2の国民健康保険事業費納付金については、約9千万円の減額となっております。

この納付金は、県が千葉県全体で国保事業に必要な費用を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて、納付金の振り分けをしており、鎌ヶ谷市が県へ納付するものとなります。

この、千葉県より示された納付金が、国や被用者保険からの補助金の精算や被保険者の減少等により、減額となったものです。

3の保健事業費については、前年度より約470万円の減額となっておりますが、主な要因としては特定健康診査に係る委託料について、対象となる40歳以上の被保険者が減少したため、減額となったことによるものです。

平成31年度予算の主な内容の説明については以上となりますが、予算の詳細

については11ページにありますので、後ほどご確認ください。

また、平成29年度決算については、概要が4ページ、詳細が12ページとなりますので、一緒にご確認いただければと思います。

以上で、平成31年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わります。

#### 《質疑》

委員：激変緩和はどこに入っていますか。

事務局：県への納付金はその分減額されています。もし激変緩和がなければ、納付金が増額します。

委員：それがなかったら保険料を上げなければならなくなる。保険料が値上がりして今まで払えた人も払えなくなる可能性がありますね。

委員：法定外繰入金は、その他一般繰入金だと思いますが、この繰入金は減額となっているのですか。

事務局：平成29年度予算では約6億6千万円でしたが、決算では0円となりました。

委員：被保険者が6千人減っているのは自然減ですか。

事務局：後期に移る分の自然減と被用者保険に入っている期間が長くなり、65歳を超えても加入している人がいるなどの理由により減少したものと思われます。

委員：医療保険は、国保・健保・後期と別々に分かれており国保だけの話では狭く無駄が多い。被保険者が減ってしまうと財政は苦しくないのですか。病気の疾病率は変わらず1人当たり3から4パーセント医療費が増えていると思われませんが。

事務局：1人当たり医療費は伸びていますが、被保険者の減少率がそれにまさっており、予算額は減少したものです。

委員：非正規社員の方は国保に入れているのですか。

事務局：退職した後に手続きをしない方も中にはいるかもしれませんが、手続きをしてもらわないとわからない状況です。

議長：質問は以上でよろしいですか。ほかに質問がなければ、議題（3）に進みます。

#### （3）平成31年度国民健康保険事業計画（案）について

議長：平成31年度国民健康保険事業計画（案）について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、5ページ、議題3 平成31年度鎌ヶ谷市国民健康保険事業

計画（案）についてご説明いたします。

この事業計画は国保運営を健全化するために、重点的に実施する内容を記載しております。重点施策は4点ございます。

5ページ下から6行目、2の対応方法でご説明いたします。（1）適用適正化の推進として、国保に加入する必要が無い方が入っていないか、社会保険の扶養に該当しないかなど資格の確認を引き続き行ってまいります。

次に（2）医療費の適正化対策の推進として、医療機関からの請求書であるレセプトの点検をきめ細かく行うほか、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進を図ります。また、柔道整復の受診を長期利用している方へのアンケートを行い、慢性疾患で受診していないかなどの点検をしてまいります。

次に7ページの（3）収納率向上対策の推進として、保険料滞納者に対し短期被保険者証の交付を行い、面談の機会を確保し継続的な納付を勧奨するとともに、休日夜間納付相談会の実施、催告書の送付、また悪質滞納者に対しては差し押さえを実施するなど、徴収体制の強化及び整備に努めてまいります。

また、新たにクレジットカードによる収納を開始し、納付しやすい環境を整え保険料の確保に努めてまいります。併せて、口座振替キャンペーン等を実施し、納め忘れのない口座振替の更なる加入率向上を図ります。

（4）保健事業の推進として、データヘルス計画第2期に沿って、前年度に受診した方と40歳で初めて対象となった方の自己負担を500円に軽減するワンコイン受診や、人間ドック受検者のデータ取り込みなどを引き続き行います。また、今年度より、受診された方全員へ3年間の経年結果をグラフと共に通知し、疾病の早期発見や生活改善に生かせるよう支援いたします。健診未受診者への働きかけについては、電話、訪問、ハガキ勧奨を実施し、受診率向上を目指してまいります。なお、受診した結果、特定保健指導対象となった方や重症化が心配される方へは、保健指導を行います。特定保健指導については、初回の面接参加のきっかけづくりとして、継続実践できる健康グッズ等を配布し、生活改善につながるよう支援していきます。

なお、10ページについては、小さい字で申し訳ありませんが、実施時期等を明記した計画を表として掲載しております。

以上でございます。

#### 《質疑》

議 長：口座振替は何パーセントが目標ですか。

事務局：平成31年度43パーセントが目標です。

議 長：ジェネリックにすると薬代が安くなる、最初は効き目が大丈夫か気になった。どうやって周知しているのですか。

事務局：保険証交付などの際にパンフレットやカードやシールを渡すとか広報で周知しています。

委員：後発品には一部粗悪品もあります。薬の副作用が出ても後発会社は責任が取れません。なぜなら、対処法を知らないからです。

委員：市から送られてくるものとは真逆のようですが。

委員：全国に2,000ある保険者が黒字になるように国が仕向けているのです。国はジェネリックの率を6割から8割に持っていこうとしています。

議長：薬代も安くなるし、我々は効果があると思っています。

委員：薬局では、どちらを選択するか聞いてきますね。

委員：どうしてこんなことになっているのかわからなくなっています。薬価は国が決めていて下げさせない。先発会社は子会社を作って権利を譲りやすく売っています。

委員：ジェネリックにも粗悪品があるのですね。

委員：粗悪品ではなく、効き目の低い薬です。

委員：ジェネリックを推奨しないということでもいいのですか。

議長：所得によっては、高い薬を買えない方もいると思います。

委員：何も知らずにジェネリックを推奨するのは良くないということです。

委員：私は何も知らずに安心して飲んでいました。何かあったときは、おくすり手帳に会社名とか書いてありますか。

委員：後発会社は40社くらいあります。おくすり手帳に書いてあります。

委員：市に言ってもしょうがないけど、自分で判断してくださいということですか。

議長：歯止めをかけるのはどこがかけたらいいのでしょうか。

委員：今回の議題に影響させるつもりはありません。医師が患者さんには背景も説明しますが、判断はご自分でと言っています。

議長：ではよろしいのでしょうか。ほかに質問はありますか。

委員：収納率の数値とか目標、状況を教えてください。

事務局：収納率は平成29年度現年で91.31パーセントでした。県の運営方針で設定されている目標収納率は、平成32年度までに91.59パーセント、平成35年度までに93.02パーセントです。

委員：全国平均の中ではどうですか。差押え実績なども教えてください。ジェネリックの率も教えてください。

事務局：千葉県は全国の中でも収納率は低い方です。差押え実績は平成29年度約100件、今年度12月末時点で約150件です。ジェネリックは市が72.7パーセント、県は71.9パーセントです。

委員：資料の中にそのような数値を入れて説明をしてもらいたいです。

事務局：別冊資料「国民健康保険の概要」をご覧ください。35ページに収納率があります。ジェネリックは48ページにあります。

議長：よろしいのでしょうか。では、ほかに質問がなければ議題（4）その他になります。

#### (4) その他

議 長：その他について、事務局何かありますか。

事務局：この協議会の任期は、今年6月末で任期満了になります。7月1日からの委員については各関係団体へ推薦依頼を行う予定でおりますが、そのうちの一人は公募を行う予定でおりますので報告いたします。

議 長：以上で、平成30年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会します。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成31年2月25日

鎌ヶ谷市国民健康保険事業運営に関する協議会会長 徳田 訓康

---